

オープンファクトリー推進事業業務委託仕様書

1. 目的

県内中小企業（製造業）が取り組む“地域一体型オープンファクトリー”を後押しすることにより、企業や従業員の意識変革を促し、働き手の人材育成を図るとともに、企業の認知度向上を通じて、将来的な人材確保や地域産業の活性化につなげることを目的とする。

※地域一体型オープンファクトリーとは…

ものづくりに関わる中小企業や工芸品産地など、一定の産業集積がみられる地域を中心に、企業単独ではなく、地域内の企業等が面として集まり、普段見せることのない生産現場を外部に公開したり、来場者にもものづくりを体験してもらう取組。

※オープンファクトリーに期待できる多様な効果

- ①事業者：認知度・ブランド力向上、従業員の意識変化、人材確保、企業間連携 等
- ②参加者：ものづくりの魅力を体感、将来的なキャリア形成への寄与 等
- ③地域：地域産業への理解促進、地域の活性化 等

2. 委託期間：契約締結日から令和9年3月31日まで

3. 委託業務名：オープンファクトリー推進事業業務（以下「本業務」という。）

4. 令和8年度 県におけるオープンファクトリーの取組の全体概要



令和8年度 県のオープンファクトリーの取組は、上記【モデル地域における実践】と【次なる地域一体型OF形成のきっかけづくり】の2部構成とする。

【モデル地域における実践】は、令和7年度に県が指定したモデル地域（湖南省および長浜市）において、より多くの参加事業者同士が主体的かつ意欲的に企画・運営し、継続実施を目指して自立的運営を軌道に乗せられるよう伴走支援しながら、オープンファクトリーイベント（現場見学+体験提供等）を開催する。

なお、令和7年度モデル地域（湖南省）は、湖南省が主体となって事業実施するため、上記図のとおり一部を除き本業務の対象外であるが、県より共有する当該地域の取組状況を踏まえて、本業務を執行すること。

また、令和7年度モデル地域（長浜市）は、雇用対策等ですでに連携している米原市内の事業者へも参加を呼びかけ、取組を拡大して支援する。

【次なる地域一体型OF形成のきっかけづくり】は、県内でオープンファクトリーに意欲的な事業者を中心に、新たな地域一体型オープンファクトリーの形成を目指す。モデル地域（湖南省、長浜市・米原市）での取組を適時共有するとともに、参加事業者同士の情報交換や交流の機会を設け、地域一体型オープンファクトリー形成のプロセス例を実践しながら、オープンファクトリーイベント（現場見学+体験提供等）を開催する。

5. 委託業務の内容

本事業の実施にかかるイベントの企画・運営、参加者との連絡調整・問合せ対応、各種広報など、以下（1）～（6）をはじめとする一切の業務を委託する。

（1）参加事業者の決定

①参加事業者の公募（【A】【B】ともに）は、県およびモデル地域内団体が実施する。（4月中旬～5月中旬）

②参加事業者は、県が設置する選定委員会において決定する予定であるが、受託者は、受託決定後、速やかに県と連携し、審査に要する応募事業者の情報等を整理すること。

③参加事業者の公募は県およびモデル地域内団体が実施するが、受託決定後、受託者のネットワーク等を活かし、参加事業者の呼びかけ等を行うことができる。

※ 参加事業者は、【A】【B】いずれかのみ参加可能。（【A】は、長浜市・米原市内の事業者のみ）

（2）参加事業者向けワークショップ等の開催 ※モデル地域(湖南省)含む

①参加事業者が本事業の目的や趣旨の理解を深め、他地域の先駆的事例等から自社の魅せ方を学ぶための「参加事業者向けワークショップ等」を実施すること。

オープンファクトリーに関するノウハウを持つ講師を招聘するなど、より効果的なワークショップ等の企画案について、企画提案書に記載すること。…提案項目①

②ワークショップ等は、参加事業者確定後、イベント実施までに速やかに開催すること。

(6～7月頃に1回を想定)

- ③ワークショップ等は、県内で開催することとし、モデル地域（湖南市、長浜市・米原市）参加事業者と育ちあい参加事業者がともに参加し、交流できるようにすること。
- ④ワークショップ等の開催に必要な費用は、委託料から支出すること。

(3) 参加事業者向けフォローアップの実施

(2)のワークショップ等終了後、参加事業者が参加者（小学生～大学生）に向けて、楽しく、わかりやすく、安全に見学・体験できるコンテンツが企画できるよう、魅せ方に係る個別フォローアップを行うこと。より効果的・効率的なフォローアップの企画案について、**企画提案書に記載**すること。…提案項目②

(4) 【A】モデル地域（長浜市・米原市）における地域一体型オープンファクトリーの企画・準備・運営

【取組の概要】

- ア 概要：モデル地域（長浜市・米原市）において、両市内の参加事業者同士がより主体的かつ意欲的にオープンファクトリーを企画・運営することで、地域一体型オープンファクトリーの発展と継続実施につなげる。（優良事例については他地域への横展開を図る）
- イ 運営主体：湖北地域オープンカンパニー運営委員会（湖北地域雇用対策協議会内）
- ウ 開催場所：長浜市内または米原市内の中小企業（製造業）の事業所（工場）等両市計10社程度
※参加事業者は、イの湖北地域オープンカンパニー運営委員会において決定する。
- エ 参加者：小学生から大学生までのうち、全部または一部として各参加事業者の意向により決定
※小学生については、保護者同伴
- オ 参加人数：1社あたり20名程度（同伴する保護者含む）
- カ 開催時期：令和8年7月から令和9年2月までの間のうち3日間程度
※開催時期や曜日等は、イの湖北地域オープンカンパニー運営委員会において決定する。（なお開催日程は、(5)と同様に一定まとまりのある期日を設定することを想定）

<開催イメージ>

開催時期および地域	参加事業者数	実施回数	最大参加人数	集散方法
7～8月 長浜市・米原市内	10社	AMPMの2回/ 社	400(40名/社)	バス送迎 or 現地集合解散
計 3日間	計 10社	計 20回	計 400名	

※開催例：10 社がそれぞれ午前・午後各 1 回、訪問を受け入れ。参加者は、申込フォームから見学希望の企業を選択し、申し込み(最大 2 社/人)。決定となれば各自、指定された時間に現地に集合。

移動手段がない場合を想定し、企業間を巡るシャトルバス等も用意。

- ①湖北地域オープンカンパニー運営委員会では、参加事業者や経済団体等が主体となり、イベント内容等を企画されるものであるため、委託事業者は、求めに応じて会議に出席し、委託業務に係る進捗の報告や、適宜オープンファクトリーに係る実績やノウハウ等を参加事業者へ共有すること。
- ②地域一体型オープンファクトリーの継続実施には、各モデル地域内の経済団体等の協力が不可欠であるため、イベントの開催に当たっては、地域内の経済団体と密に連携し、その意向等を十分に踏まえること。
- ③湖北地域オープンカンパニー運営委員会が本事業実施のために開催する会議（3 回程度）の運営に必要な経費（会場使用料や茶代等）や、シャトルバスの手配等に要する経費は、委託料から支出すること。
- ④イベント開催後に行う、次年度以降の取組につなげるための活動の振り返り交流会に出席し、今後の取組の方向性を参加事業者や経済団体等とともに検討・整理すること。

(5)【B】オープンファクトリープレイヤーの育ちあい参加事業者のイベント企画・準備・運営

【取組の概要】

- ア 概要：県内でオープンファクトリーに意欲的な事業者を中心に、新たな地域一体型オープンファクトリーの形成を目指す。モデル地域（湖南省、長浜市・米原市）での取組を適時共有するとともに、参加事業者同士の情報交換や交流の機会を設け、地域一体型オープンファクトリー形成のプロセス例を実践しながら、オープンファクトリーイベント（現場見学+体験提供等）を開催する。
- イ 開催場所：滋賀県内に事業所（工場）等を有する中小企業（製造業）10 社程度
※参加事業者は、上記（1）の公募により選定する。
- ウ 参加者：小学生から大学生までのうち、全部または一部として各参加事業者の意向により決定
※小学生については、保護者同伴
- エ 参加人数：1 社あたり 20 名程度（同伴する保護者を含む）
- オ 開催時期：下記日程のうち 3 日間または 4 日間
※令和 8 年 8 月 6 日(木)、7 日(金)、19 日(水)、20 日(木)、21 日(金)
9 月 5 日(土)、12 日(土)
参加事業者との調整により決定する。

<開催イメージ>

開催時期	参加事業者数	実施回数	最大参加人数	集散方法
8月6日	2社	1回/社	20/社	バス送迎 or
8月19日	3社	1回/社	20/社	現地集合解散
8月21日	2社	1回/社	20/社	
9月12日	3社	1回/社	20/社	
計 4日間	計 10社	計 10回	計 200名	

※開催例：10社がそれぞれ午前または午後に1回、訪問を受け入れ。参加者は、申込フォームから見学希望の企業を選択し、申し込み（最大2社/人）。決定となれば各自、指定された時間に現地に集合。

移動手段がない場合を想定し、企業間を巡るシャトルバス等も用意。

- ①参加事業者には、地域一体型オープンファクトリー形成のプロセス例を実践いただくため、委託事業者は、求めに応じて参加事業者同士の情報交換や交流の場に参加し、委託業務に係る進捗の報告や、適宜オープンファクトリーに係る実績やノウハウ等を参加事業者へ共有すること。
- ②参加事業者同士の情報交換や交流を図る会合（3回程度開催）の運営に必要な経費（会場使用料や茶代等）や、シャトルバスの手配等に要する経費は、委託料から支出すること。
- ③イベント開催後に行う、次年度以降の取組につなげるための活動の振り返り交流会に参加し、新たな地域一体型オープンファクトリーの形成に向けた今後の取組の方向性を参加事業者等とともに検討・整理すること。

<上記の（４）（５）にかかる共通事項（【A】【B】共通）>

- ①開催内容（1日のプログラム、見学・体験内容等）は、参加事業者等と十分な調整を行い決定するものであるが、参加者（小学生～大学生）の年齢層に関わらず、訪問先の事業者をより深く理解し、楽しく、わかりやすく、安全に見学・体験できるようにアイデアについて企画提案書に記載すること。…提案項目③
- ②イベント参加者の参加申込に必要な申込フォーム等を構築し、参加者との連絡調整を行うこと。特に、令和7年度は定員を超える申込があったことから、参加者からの急なキャンセルなどがあった場合は、参加事業者へ直接連絡し欠員を補充するなど必要な連絡調整を行うとともに、キャンセルが極力生じない工夫をすること。また、県が引き渡す令和7年度の参加申込者リストを有効活用しつつ適宜情報更新を行うこと。
- ③集客力を高めるため、他地域のオープンファクトリー等との連携を見据えた情報収集にも取り組むこと。
- ④参加者等からイベントに関して問合せ等がある場合には、丁寧に対応するとともに、判断が難しい問合せに対しては、県と協議のうえ、回答すること。

- ⑤ バス送迎を行う場合は、移動に必要なバスを手配するとともに、参加事業者とスケジュールやルート調整等を行うこと。
- ⑥ イベント参加者の安全を確保するため、安全対策を講じるとともに、イベント賠償責任保険等に加入すること。
- ⑦ 参加者数のカウントおよびアンケート調査（イベント参加者および参加事業者対象）等を実施し、集計・取りまとめを行うこと。
- ⑧ 上記のほか、円滑かつ効果的にイベントを実施するために必要な作業（駐車場の誘導、救急箱や工場見学用帽子などの準備等）を行うこと。

（6）広報

- ① 上記【A】【B】のイベント開催にあたり、適切な時期に、参加者（小学生～大学生）への募集広報を行うこと。
- ② 参加者の年齢層（小学生～大学生）に応じた効果的な広報の方法等（広報先、媒体、広報時期等）について、企画提案書に記載すること。…提案項目④
- ③ ポスター、チラシ、パンフレット等を作成する場合には、事前に構成案や配布計画を作成し、県と協議すること。【A】においては、地域の実情をふまえ、湖北地域オープンカンパニー運営委員会と県とともに協議のうえ広報計画や媒体等を決定すること。
- ④ 印刷物を作成後、配布計画に基づき、必要に応じて明細分けを行い、配布先（市町や経済団体等）に配送すること。
- ⑤ 広報に当たり、市町や教育委員会への協力依頼等が必要な場合には、県が協力する。
- ⑥ ウェブサイトを構築した場合には、ドメイン廃止後に悪用される可能性を考慮し、県の指示する方法により対策を講じたうえで廃止手続きを行うこと。

6. 業務完了報告

本業務完了後、履行期間内に本事業の実施結果やアンケート結果等をまとめた業務完了報告書を作成し、県に納品すること。

また、業務完了報告書とともに、次に掲げる成果物を納品すること。なお、本業務実施のために制作した全ての成果物の著作権は、県に帰属する。

- ① 実施した事業の内容・イベント参加者数
- ② 事業実施時の内容のわかる写真
- ③ イベント参加者および参加事業者へのアンケート結果（内容は協議により決定）
- ④ イベントに関して広告した内容（広告物データ含む）
- ⑤ その他本業務に関連するもの

7. 委託料の支払い

本業務完了報告後の検査に合格した後に精算払いする。

8. 業務スケジュール（予定）

4月2日～	業務委託公募型プロポーザルの公告
4月中旬～	【B】参加事業者の募集（県で実施） ※～5月中旬
4月下旬	委託先の決定・契約
5月下旬	【A】【B】参加事業者の決定
6月～7月	【A】【B】参加事業者向けワークショップ等の開催
6月以降	【A】モデル地域の参加事業者主体でイベント内容等を企画
	【B】参加事業者同士の情報交換・相互訪問等
7月以降	【A】モデル地域内において 地域一体型オープンファクトリーイベントの開催
8月～9月	【B】育ちあい参加事業者による オープンファクトリーイベントの開催
10月以降	【B】育ちあい参加事業者が実績や効果を他事業者へ広くPR
	【A】【B】振り返り交流会の開催
～3月	業務完了報告書の作成・提出

※上記スケジュールは、受託者と県の協議により調整する。

9. その他留意事項

- ①受託者は、契約締結後、速やかに県と本業務の進め方等について打合せすること。
- ②受託者は、本業務の遂行にあたり、適時、県と連絡を取り、確認を受けること。
- ③県は、業務期間中、いつでもその進捗状況の報告を求めることができる。
- ④受託者は、不測の事態により本業務を実施することが困難になった場合には、遅滞なくその旨を県に連絡し、その指示に従うものとする。
- ⑤受託者は、本業務の施行上発生した事故やトラブルに関する損害（第三者に及ぼした損害を含む）については、自己の責任において処理しなければならない。
- ⑥自然災害等によりイベントが中止になった場合、中止にかかる費用割合は、県と受託者が協議の上、決定する。（ただし、イベントの中止が、受託者の責に帰す場合には、この限りではない。）
- ⑦受託者は、個人情報保護法等の関係法令を遵守するものとする。
- ⑧受託者は、本業務に従事する者に対して個人情報保護の教育を行うこと。
- ⑨受託者は、本業務の実施に当たって取り扱う事業者および参加者の情報等の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- ⑩受託者は、本業務の内容および業務の遂行上知り得た事項について、県の承認を得ずに他に漏らし、または、その他の目的に利用してはならない。
- ⑪本事業でかかる経費（旅費、講師謝金、印刷製本費等）は、受託者が負担するものとする。また、疑義が生じるような経費の取扱については、事前に県と協議すること。
- ⑫本業務を再委託する場合、当該業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け

負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により申請を行い、承認を受けた場合は、当該業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせること（以下「再委託」という）ができる。また、再委託を承認した場合は、履行状況の把握ならびに監督および検査に必要な事項の報告書の提出を求めることができる。なお、再委託を行う場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任は受託者が負うものとする。

⑬本業務の実施にあたり、明らかに不要な経費については、両者協議の上、委託費を精算することとする。

⑭その他、本業務の遂行上必要と認められるものでこの仕様書に定めのない事項が生じた場合は、受託者は、県と協議し、その指示に従うこと。